# 高知県指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定要領

### 第1 指定・更新の申請及び変更の届出の事務

#### 1 指定申請の事務

- (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号(抄)。以下「法」という。)第59条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者(以下「申請者」という。)からの障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第57条各項に規定する申請書(以下「申請書」という。)は、高知県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則111号。以下「細則」という。)別記第15号様式により提出させるものとする。
- (2) 知事は、申請書の提出があった場合は所要の審査を行ったうえで、審査結果に基づく指定に関する通知を別紙様式1により行うものとする。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

## 2 指定の更新

(1) 法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新をしようとする者(以下「更新申請者」という。)からの指定自立支援医療機関に係る指定の更新に関する申請書(以下「更新申請書」という。)は、細則別記第17号様式により提出させるものとする。申請書の受付は、有効期限終了の3ヶ月前から行うこととする。

なお、当該更新申請書の提出の際、変更届出の提出漏れが確認された場合は、速やかに変更届出を提出させるものとする。

(2) 知事は所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、別紙様式2により更新申請者へ通知する。

# 3 変更の届出

- (1)指定自立支援医療機関が、その名称及び所在地その他規則第61条に定める変更を 行うべき事項に変更を生じた場合は、当該指定自立支援医療機関に対し、法第64条の 規定に基づき、変更の届出(以下「変更届出」という。)を細則別記第18号様式によ り提出させるものとする。
- (2) 知事は、変更届出のあった事項について所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には適宜別紙様式3による質問や指導を行う。

#### 4 その他

- (1) 知事は、規則第60条に定めるように良質かつ適切な自立支援医療を提供するための体制整備に努めるとともに、変更届出等の必要な手続について、提出漏れが生じないよう指定自立支援医療機関への指導を行う。特に有効期間の満了を迎える指定自立支援医療機関に対しては、予め更新の意向等を確認し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り組む。
- (2) 知事は、指定自立支援医療機関の指定(更新を含む。以下この項において同じ。)、 名称及び所在地の変更、指定の辞退並びに指定の取り消しがあった場合は、法第69条 の規定に基づき公示し、自立支援医療の支給認定を受けている障害者、障害児の保護 者及びその他関係機関等に対して、ホームページや公報を通じて広く周知する。

# 第2 審査(確認)

審査(確認)については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

- 1 指定自立支援医療機関療養担当規程(精神通院医療)(平成18年厚生労働省告示第 66号。以下「療担規程」という。)に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機 関又は事業所であること。
- 2 患者やその家族の要望に応えて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリング の実施等が行える体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあっては、自立 支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに 当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。
- 3 病院及び診療所にあっては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。

ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、(1)のみを満たしていればよいこととする。

- (1) 当該指定自立支援医療機関に勤務(非常勤を含む。)している医師であること。
- (2) 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、 3年以上あること。

また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨 床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。

4 薬局にあっては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、 かつ、通算2年以上の調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。

なお、新規開局する薬局(開局と同時又は開局後1ヶ月以内の指定を受けようとする薬局をいう。)にあっては、当該薬局における管理者(管理薬剤師)が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者(管理薬剤師)としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に通算2年以上の調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

5 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者 (同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)にあっては、療担規程に基 づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を 配置していること。